

松江市監査委員告示 第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、松江市長から令和元年度から令和 3 年度までの包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により公表します。

令和 5 年 12 月 4 日

松江市監査委員 三 島 康 夫
松江市監査委員 安 來 弘 喜
松江市監査委員 川 井 弘 光

1 包括外部監査の特定事件

高齢者福祉に関する事務の執行について（令和元年度実施）

生活保護に関する事務の執行について（令和 2 年度実施）

情報システムに関する事務の執行について（令和 3 年度実施）

2 包括外部監査の結果に基づく措置等

別紙 令和元年度包括外部監査 措置状況一覧のとおり

別紙 令和 2 年度包括外部監査 措置状況一覧のとおり

別紙 令和 3 年度包括外部監査 措置状況一覧のとおり

令和3年度包括外部監査 措置状況（時点 令和5年3月31日）

	番号	指摘／意見	項目	内 容	措置（予定）年月	松江市の対応方針、状況等	所管課
第3章 アンケート調査	1	意見	提案依頼書（RF P）の発行	システムの現状の見直し、ベンダー等との情報の共有の観点から、システムの導入の検討に当たっては、提案依頼書（RF P）を発行するよう工夫することが望ましい。	R4年8月 措置済	令和4年8月に策定したシステム調達ガイドライン（情報化企画ガイドライン）において、プロポーザルを実施することを基本とし、各ベンダーから企画提案を受けるという流れを定めた。	デジタル戦略課
	2	意見	導入時の随意契約	情報システムを調達するに当たっては、出来る限り随意契約での調達をさけるように工夫し、随意契約の比率を下げる取り組みを行うことが望ましい。	R4年8月 措置済	システム調達ガイドラインを整備し、随意契約ではなく企画提案を受けて業者選定を行うことを原則とする旨を全課へ周知している。また、システム導入の発案段階でデジタル戦略課へ協議することとしており、各課が個別に随意契約することを防ぐ取組を行っている。	デジタル戦略課
	3	指摘	代替案の検討	公平性や経済性を確保するためにも、システムの導入に当たって、随意契約により調達する場合には、導入物の代替案を検討すべきである。	R4年8月 措置済	システム導入の発案時にデジタル戦略課と各課で実施する協議では、導入目的や業務内容、目標を明らかにし、情報収集を行った上で代替案の検討も行っている。	デジタル戦略課
	4	意見	検収における有資格者の支援	システムの検収に当たっては、専門的知見を有する情報処理についての資格者等に支援してもらうことが望ましい。	検討中	新たなデジタル専門人材確保に向けて情報収集等を行っている。その人材が確保できれば、仕様書等の作成支援に加えシステム検収にも携わってもらうことを検討している。	デジタル戦略課
	5	意見	保守の随意契約	情報システムの保守契約をするに当たっては、出来る限り随意契約での保守契約を行うことを避けるように工夫し、随意契約の比率を下げる取り組みを行うことが望ましい。	対応を要しない	保守契約については、エラーが起こった際の影響規模や別業者への移管が可能か否かで随意契約とするのか判断している。保守にはシステムのソースコードやドキュメントが必要で、開発ベンダー以外が既存システムを調査するにはかなりのコストがかかる。	デジタル戦略課
	6	指摘	IDの棚卸	松江市情報セキュリティポリシーの規定に基づき、IDの確認、処分（いわゆる棚卸）を実施すべきである。	措置済（以前から実施）	松江市情報セキュリティポリシー対策基準の「6.技術的セキュリティ、6.2アクセス制御、②利用者IDの取扱い」における定めに基づき実施している。	デジタル戦略課
	7	指摘	アクセス記録の保存	松江市情報セキュリティポリシーに基づいて、アクセス記録の保存を実施すべきである。	措置済（以前から実施）	松江市情報セキュリティポリシー対策基準の「6.技術的セキュリティ、6.1コンピュータ及びネットワークの管理、(6)アクセス記録の取得等」における定めに基づき実施している。	デジタル戦略課
第4章 ホームページ	8	指摘	導入時の使用期間の検討	システムを導入するに当たっては、当該システムをどの程度使用するのか使用期間を想定して、その導入費用、維持費用を検討すべきである。	R4年6月 措置済	本年度のホームページリニューアルにあたり、使用期間を想定して導入費用・維持費用を検討した。	秘書広報課広報室
	9	意見	保守内容の合意	本システムの保守契約を締結するに当たっては、保守業者との間でSLA（サービス・レベル・アグリーメント）を行うことが望ましい。	R4年8月 措置済	令和5年2月に新たに稼働する新ホームページ委託事業者との契約書・仕様書により対応した。	秘書広報課広報室
	10	指摘	随意契約の理由の妥当性	随意契約の理由は、正確に記載すべきである。	R4年3月 措置済	「技術的に当該事業者以外と契約することはできない」旨を記載した。	秘書広報課広報室
	11	指摘	委託費の妥当性	委託内容の内訳の見積を徴取するなどして、委託費の妥当性を判断すべきである。	R4年12月 措置済	令和5年2月稼働の新ホームページ委託事業者の委託費の見積書は詳細な内容で徴取した。	秘書広報課広報室
	12	意見	専門職による支援の必要性	ITコーディネーター等の専門的知見を有する資格者に支援を受けて、松江市側から委託費の必要性・妥当性を検討することが望ましい。	R4年2月 措置済	ホームページ仕様書等は、ITコンサルタントの助言を受けて作成している。	秘書広報課広報室
第5章 住民情報系システム	13	指摘	秘密保持及び個人情報の保護義務の存続期間	本システムの事業契約に当たっては、守秘義務及び個人情報保護義務が、当該契約終了後も存続する旨の合意を行すべきである。	R4年4月 措置済	個人情報取扱特記事項において、知り得た個人情報を他に漏らしてはいけないこと、契約が終了し、又は解除された後ににおいても同様とする旨を明記し、守秘義務及び個人情報保護義務が当該契約終了後も存続することで合意している。	デジタル戦略課
	14	意見	セキュリティ基準の主体的な検討	守秘義務情報や個人情報が漏えいしないようなセキュリティ基準について、受注者のガイドラインのみではなく、松江市においても主体的に検討することが望ましい。	R4年4月 措置済	令和4年4月に締結した契約からは、セキュリティ基準について松江市と契約の相手方と協議検討のうえ共同でセキュリティガイドラインを定める方法に改め、市として主体的に関与するよう改善を行った。	デジタル戦略課
第6章 内部情報系システム	15	指摘	賃貸借契約という契約形態の再検討	開発ベンダーとの契約においては、システム構築費用及びその内訳を明らかにしておくべきであり、その上で、実態に必ずしも適合しないシステム機器類の賃貸借契約という契約形態を採用することの合理性についても再検討すべきである。	検討中	現行契約の終期が令和6年3月までとなっているため、次期のシステム調達に向けて検討する。	デジタル戦略課
	16	指摘	賃貸借契約とは別個の保守契約の締結の検討	システム保守の責任を賃貸借契約上の賃貸人の義務としてのみ構成するのではなく、別箇の保守契約を締結し、その内容を詳細に定めておくべきである。	検討中	現行契約の終期が令和6年3月までとなっているため、次期のシステム調達に向けて検討する。	デジタル戦略課
	17	意見	運用に係るSLAの締結	本システムは、市役所内で使用されるデータ格納の基盤となるものであるから、障害が発生した場合の対応手順や復旧までの見込時間等に関し、保守担当業者との間で予め適切なSLAを締結しておくことが望ましい。	検討中	現行契約の終期が令和6年3月までとなっているため、次期のシステム調達に向けて検討する。	デジタル戦略課
	18	指摘	情報資産の廃棄記録の作成	松江市情報セキュリティポリシーに従い、情報資産の廃棄記録を作成すべきである。	対応を要しない	本システム等で利用するハードディスクなどの補助記憶装置は、物理破壊を行うこととしており、物理破壊をした日時とハードディスクのシリアル番号を記録している。 補助記憶装置等に保存されている情報資産（データ）については、情報収集を行ったところ、破碎等の物理破壊により不可逆的にデータが喪失することがわかったため、重ねて情報資産を対象に削除等の対応をとる必要はないとした。	デジタル戦略課
	19	指摘	入札予定価格の設定のための参考見積の微汎数	適正な予定価格を設定するためにも、複数の業者から相見積もりを取得すべきである。	R4年4月 措置済	現行契約の終期が令和6年3月までとなっているため、次期のシステム調達の際に対応することとした。	デジタル戦略課
	20	意見	競争性確保のための方策の検討	本システムのように調達価額が高額となる場合は、特に十分な競争性を確保する必要が高いといえるのであるから、可能な限り多くの業者が調達の過程に参加できるように、調達のあり方を十分検討することが望ましい。	R4年4月 措置済	現行契約の終期が令和6年3月までとなっているため、次期のシステム調達の際に対応することとした。	デジタル戦略課
	21	意見	システムの仕様書作成に係る体制の整備	最新の技術的知見を反映し、十分な費用対効果に見合うシステムを導入するためにも、IT技術について卓越した知識を有する専門家（ITコーディネーター等）の助言を得ながら作成することが望ましい。	R4年4月 措置済	現在契約中のITコンサルタント業務委託に「内部情報系システム調達支援」に係る業務を追加した。	デジタル戦略課
第7章 人事・給与・福利管理制度システム	22	指摘	開発費用等の内訳の契約書への記載	開発ベンダーとの契約においては、システム構築費用及びその内訳を明らかにしておくべきである。	R4年4月 措置済	次期システムの見積時に費用内訳を求めるとした。	人事課
	23	意見	賃貸借期間満了時の機器類の取扱い方法	契約期間終了後の機器類の取扱いについては、情報流出の危険を回避する意味でも、開発ベンダーに返還する旨の規定とするのではなく、松江市に所有権が移転する旨の規定とすることが望ましい。	対応を要しない	令和3年10月から、新システムの導入により開発ベンダーから機器類の賃貸借が不要となった。	人事課
	24	意見	競争性確保のための方策の検討	事業者がプロポーザルに参加しやすい時期や内容等を検討するのが望ましい。	R4年4月 措置済	次期システム導入時に対応することとした。	人事課
第8章 松江市防災行政無線デジタル移動系システム	25	指摘	導入時の使用期間の検討	システムを導入するに当たっては、当該システムをどの程度使用するのか使用期間を想定して、その導入費用、維持費用を検討すべきである。	R4年4月 措置済	今後、当該システムの更新時には、機器のリースやレンタルといった賃貸借契約での整備も選択肢として考慮し、使用期間と費用の最適化を図った事業実施となるよう検討することとした。	防災危機管理課
	26	意見	導入時のライフサイクルコストベースの検討の必要性	システムの導入時、導入業者以外の業者が運用保守を行えるかどうかを検討のうえ、ライフサイクルコストを踏まえたシステムの調達が可能となるよう検討することが望ましい。	R4年4月 措置済	今後、当該システムの更新時には、機器のリースやレンタルといった賃貸借契約での整備も選択肢として考慮し、ライフサイクルコストを踏まえた事業実施となるよう検討することとした。	防災危機管理課

令和3年度包括外部監査 措置状況（時点 令和5年3月31日）

	番号	指摘／意見	項目	内 容	措置（予定）年月	松江市の対応方針、状況等	所管課
第9章 松江市 防災行 政無線 デジタル 同報系シス テム	27	意見	保守契約書の記載の妥当性	保守契約の内容について業務委託契約書に記載するか、契約内容が記載された書面について契約書において引用がなされることが望ましい。	R4年4月 措置済	保守契約の内容について詳細仕様書内に記載した。	防災危機管理課
	28	意見	有償改修の基準の設定	システムを導入するに当たっては、どのような改修が有償となるかの基準を定め、ベンダーとの契約書等において合意しておくことが望ましい。	検討中	当該システムにおいて改修業務の発生は通常想定されないが、万が一発生した際の対応について契約書等へ記載することを検討する。	防災危機管理課
	29	意見	保守内容の合意	保守契約において、障害待機の内容を書面にて明確化することが望ましい。また、保守契約において、SLA（サービス・レベル・アグリーメント）を行い、障害発生から復旧までの時間的な取決めを行うことが望ましい。	検討中	例えば障害時には代替機を用意する契約内容にするなど、機器の使用不能時間が最小限となるよう検討する。	防災危機管理課
	30	指摘	報告の妥当性	本システムにおける通信試験の対象は全無線局とするべきである。	検討中	通信試験の対象を全無線局とするよう検討する。	防災危機管理課
第10章 財務会計 システム	31	指摘	導入時の使用期間の検討	システムを導入するに当たっては、当該システムをどの程度使用するのか使用期間を想定して、その導入費用、維持費用を検討すべきである。	R4年4月 措置済	今後、当該システムの更新時に検討することとした。	防災危機管理課
	32	意見	導入時のライフサイクルコストベースの検討の必要性	システムの導入時、導入業者以外の業者が運用保守を行えるかどうかを検討のうえ、ライフサイクルコストを踏まえたシステムの調達が可能となるよう検討することが望ましい。	R4年4月 措置済	今後、当該システムの更新時に検討することとした。	防災危機管理課
	33	意見	保守契約書の記載の妥当性	保守契約の内容について業務委託契約書に記載するか、契約内容が記載された書面について契約書において引用がなされることが望ましい。	R4年4月 措置済	保守契約の内容について詳細仕様書内に記載した。	防災危機管理課
	34	意見	有償改修の基準の設定	システムを導入するに当たっては、どのような改修が有償となるかの基準を定め、ベンダーとの契約書等において合意しておくことが望ましい。	検討中	当該システムにおいて改修業務の発生は通常想定されないが、万が一発生した際の対応について契約書等へ記載することを検討する。	防災危機管理課
	35	意見	保守内容の合意	保守契約において、障害待機の内容を書面にて明確化することが望ましい。また、保守契約において、SLA（サービス・レベル・アグリーメント）を行い、障害発生から復旧までの時間的な取決めを行うことが望ましい。	検討中	障害発生から初期対応までの時間的な取り決めを検討する。	防災危機管理課
	36	意見	費用対効果の検証	本システムの更新について、予算規模、代替手段の存在、他の自治体の状況などを踏まえた検証を行うことが望ましい。	検討中	予算規模、代替手段の存在、他の自治体の状況などを踏まえ検証する。	防災危機管理課
第11章 地理情報 システム	37	指摘	サービス提供報告書の内容	保守業者に対しては、サービス提供上の問題発生の有無にかかわらず、本件利用契約書によって定められた事項を網羅した報告書の提出を求めるべきである。	R4年4月 措置済	月次のサービス提供報告書へ、利用契約書によって定めた報告事項であるサービス提供時間稼働率を記載することとした。	財政課
	38	指摘	障害実態を反映したサービス提供報告書の徴求	障害が発生した場合には、別箇の報告書を受領していたとしても、月次の報告書にも障害発生の事実の記載を求めるべきである。	R4年4月 措置済	月次のサービス提供報告書へ障害発生の有無を記載することとした。	財政課
	39	指摘	契約期間の設定の適切性	システム導入時の当初契約期間は、特段の事情のない限り、費用対効果を勘案して設定された想定使用期間と一致させるべきである。また、システム導入時の想定使用期間を明らかにした上で、継続利用が前提とされている事実を随意契約の理由として端的に記載すべきである。	R4年4月 措置済	次回契約更新時（令和8年）に対応することとした。	財政課
	40	指摘	導入時の使用期間想定の相当性	本システムの導入に当たって、本システムの想定使用期間を「永年」とすることは現実的でなく、システムの変更時期の判断が困難となりかねない上、保守・修正の実施において競争性が阻害されることとなるので、本システムの使用期間を具体的に想定すべきである。	R4年4月 措置済	今後、統合型GISを導入する際に検討することとした。	固定資産税課
	41	意見	保守内容の合意	保守内容の評価を可能にし、不必要的保守費用を負担しないためにも、具体的な保守業務についてのSLA（サービス・レベル・アグリーメント）を行うことが望ましい。	R5年度 措置予定	令和5年度からSLAを明文化し実施する。	固定資産税課
	42	意見	契約拘束についての検討	システムの導入に当たって、その募集や評価において、保守や修正・更新の契約が拘束されず、競争性ができる限り確保されるようにすることが望ましい。	R4年4月 措置済	今後、統合型GISを導入する際に検討することとした。	固定資産税課
	43	指摘	外部委託の契約項目	情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守について契約書等に明記すべきである。	R5年度 措置予定	R5年度から、契約書等に明記する。	固定資産税課

令和3年度包括外部監査 措置状況（時点 令和5年3月31日）

	番号	指摘／意見	項目	内 容	措置（予定）年月	松江市の対応方針、状況等	所管課
第12章 後期高齢者システム	44	指摘	システムの契約に関する文書の保管	システムの契約に関する文書は、少なくともシステムを運用している期間においては、その保存期間にかかわらず保存すべきである。	R4年4月 措置済	運用期間中（現用）は継続して保管していく。	保険年金課
	45	意見	導入時の状況変更に関する検討	システムを導入するに当たっては、導入後の大規模な法改正、OSの変更等の場合に、当該システムをどのようにするのかを検討しておくことが望ましく、システムを継続して使用する場合には、契約書等において、ベンダーとこれらの場合の対応について合意しておくことが望ましい。	R4年4月 措置済	法改正等により契約時と状況が変更する場合に、どのように対応するかを、時期システム導入時に契約内容に反映できるよう調整することとした。	保険年金課
	46	指摘	随意契約の理由の妥当性	市民に対する説明責任の観点からしても、例えば、開発業者でなければ対応できない事態が生じる可能性があるためなど、正確に記載するべきである。	R4年4月 措置済	随意契約理由については、時期システム導入時に関係課と協議し正確に明記することとした。	保険年金課
	47	意見	セキュリティ基準の主体的な検討	守秘義務情報や個人情報が漏えいしないようなセキュリティ基準について、受注者のガイドラインのみではなく、松江市においても主体的に検討することが望ましい。	R4年4月 措置済	松江市情報セキュリティポリシーに則した情報セキュリティ要件となるよう、時期システム導入時に契約書に明記することとした。	保険年金課
第13章 福祉・子どもも医療高額診療システム	48	指摘	導入時の使用期間の検討	システムを導入するに当たっては、当該システムをどの程度使用するのか使用期間を想定して、その導入費用、維持費用を検討すべきである。	R4年4月 措置済	新システムを導入することとなった際には、その導入等にかかる費用について、使用期間の想定を加味して検討することとした。	子育て支援課
	49	意見	導入時の状況変更に関する検討	システムを導入するに当たっては、導入後の大規模な法改正、OSの変更等の場合に、当該システムをどのようにするのかを検討しておくことが望ましく、システムを継続して使用する場合には、契約書等において、ベンダーとこれらの場合の対応について合意しておくことが望ましい。	R4年4月 措置済	新システムを導入することとなった際には、導入後の制度変更やOS変更があった場合の取扱いを契約書に盛り込む方向で検討することとした。	子育て支援課
	50	意見	有償改修の基準の設定	システムを導入するに当たっては、どのような改修が有償となるかの基準を定め、ベンダーとの契約書等において合意しておくことが望ましい。	R4年4月 措置済	新システムを導入することとなった際には、改修が有償となるかどうかの基準を定め、契約書に盛り込む方向で検討することとした。	子育て支援課
	51	意見	ログ管理による利用者の特定	本システム専用の部署ごとのIDを利用しているため、担当者が長期不在となった場合等にも、ログ管理により使用者が特定できるようにする方法を想定しておくことが望ましい。	対応を要しない	本システムは正規担当者のみで使用している。正規担当者が長期不在の場合には副担当者が使用するため、使用者の特定が可能であると判断した。 また、システム改修については別途費用がかかることから、対応を要しない方針とする。	子育て支援課
第14章 総括	52	提言	情報システム調達ガイドラインの整備	松江市全体として、情報システムの調達の特性を踏まえた情報システム調達のガイドラインを整備することが望ましい。	R4年8月 措置済	システム調達の発案段階から業者選定・契約締結までをデジタル戦略課がサポートし情報共有しながら行うという形で、システム調達ガイドラインを整備した。	デジタル戦略課
	53	提言	情報処理専門家の知見の活用	今後も、情報システムの導入・運用にあたっては、専門的知見を有するITコーディネータ等の情報処理専門家に松江市側の視点で支援を受け、仕様書の作成や導入時の検収、保守内容の確認などを行うことが望ましい。	検討中	現在委託中のITコンサルタントにオンラインにて支援を受けることはあるが、よりきめ細やかな支援を受けるため、常駐のデジタル専門人材を確保し、仕様書の作成補助や業者からの見積審査などに携わってもらうことを検討している。	デジタル戦略課